

# 平塚市の個人情報保護制度の充実について

## 中間報告

平成18年10月

平塚市個人情報保護運営審議会

## 中間報告に当たって

平成17年5月20日、平塚市個人情報保護運営審議会は市長から「個人情報保護制度の充実について」という諮問を受け、平塚市の個人情報保護制度をさらに充実したよりよいものにするために、現在の「平塚市個人情報保護条例」を再検討することになりました。

平塚市の個人情報保護に関する基本的事項を定める「平塚市個人情報保護条例」は、平成7年7月1日に施行されて以来、すでに10年以上の実績を有しています。

この間、国の行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、民間事業者を対象とした「個人情報の保護に関する法律」など、個人情報保護に関する国の法制度の整備も進みました。平成17年4月には、個人情報保護関連5法が全面施行されるに至っています。そして、これらの法律の中には、「個人情報保護法」のように、地方公共団体に積極的な施策の実施を求めるものも出てきました。

このように個人情報保護のための国の法整備は進んできましたが、個人情報の漏えい事件はなくなりそうにありません。それどころか、近年のIT社会の高度で急速な進展は、条例制定時よりも、個人情報保護に対する市民の関心と不安を増大させているといえることができます。

また、平塚市は、平成15年7月、以前の「平塚市公文書公開条例」を大幅に見直し、「平塚市情報公開条例」を施行いたしました。一般に、情報公開制度と個人情報保護制度は表裏の関係にあるといわれますが、この改正によって、平塚市の両制度に微妙な“ずれ”が生まれました。そこで、平成17年5月、平塚市情報公開審査会から当審議会に、開示(公開)の範囲や不服申立ての手続きなどについて検討するよう依頼がなされました。

このような背景を踏まえながら、当審議会は、現在の「平塚市個人情報保護条例」をさらによい条例にすべく、慎重に審議を重ねてまいりました。そして、このたび、市民の皆様からご意見を頂戴し、それを参考としながら市長への答申の検討を進めるために、この中間報告を作成する運びとなりました。つきましては、市民の皆様におかれましては、この中間報告書をご一読頂き、ご意見をお寄せ頂きたいと思っております。

市民の皆様のご貴重なご意見をお待ちしています。

平成18年10月

平塚市個人情報保護運営審議会

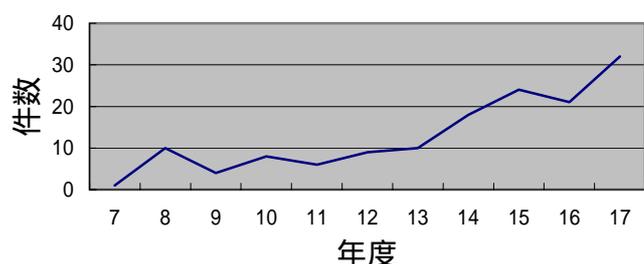
会 長 吉 川 和 宏

# 目 次

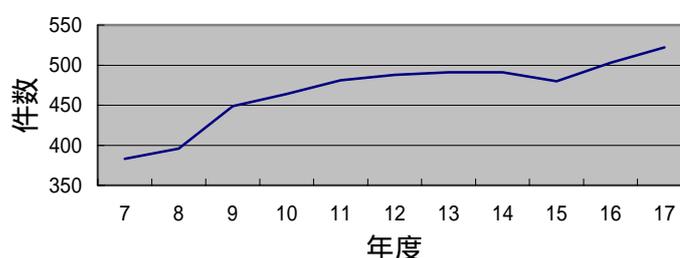
第1章 個人情報保護制度の見直しの背景	
第1節 見直しが必要になった背景	3
第2節 見直し検討に当たっての4つのポイント	5
第2章 個人情報保護制度の改善すべき事項	
第1節 改善を求める事項の概要	6
第2節 条例の総括について	
1 条例の目的	7
2 定義	7
3 その他	10
第3節 市が保有する個人情報の取扱いについて	
1 個人情報取扱事務の登録	11
2 収集の制限	12
3 収集した目的の範囲を超えた利用・提供の制限	13
4 適正な管理とコンピュータ処理	14
5 開示・訂正・利用停止請求権	15
5 - 1 開示請求権	5 - 2 訂正請求権
5 - 3 利用停止請求権	5 - 4 開示等請求の手續、決定処分
6 苦情相談	22
7 その他	22
第4節 公正な第三者的機関の設置について	
1 開示等請求に係る不服申立て	23
2 平塚市個人情報保護審査会	24
3 平塚市個人情報保護運営審議会	25
第5節 事業者が保有する個人情報の取扱いについて	
1 受託者、指定管理者及び出資法人等に対する措置	26
2 民間事業者に対する措置	27
3 苦情相談	28
第6節 罰則	
1 罰則規定について	28
第3章 資料編	30
1 諮問書	
2 中間報告に至るまでの経過	
3 平塚市個人情報保護運営審議会委員名簿	
4 現在の平塚市個人情報保護条例	



開示請求件数の推移(図1)



個人情報取扱事務の登録件数(図2)



平成17年5月、平塚市情報公開審査会及び平塚市個人情報保護審査会から当審議会に対して、「平塚市個人情報保護条例の改正案の検討に当たって(依頼)」が出されました。

両審査会から条例の見直しに当たっての留意点について依頼文書を受理しました。以下、依頼文書を一部簡略して掲載しました。

#### 【1】条例改正に当たって検討いただく個別具体的論点

- ・ 条例適用対象行政文書の範囲
- ・ 非開示事項に関する規定
- ・ 部分公開(開示)の要件
- ・ 平塚市情報公開条例第8条第2項(行政文書の存否に関する情報)、第15条第2項(審査会への不服申立て案件の諮問等)に規定する平塚市情報公開審査会への報告義務
- ・ 同条例第10条第6項(期間内に諾否決定しない場合の取扱い)のみなし処分規定
- ・ 同条例第22条(審査手続の公開)の平塚市情報公開審査会の公開規定
- ・ 同条例第5章(補則)中の諸規定

#### 【2】両条例で運用が異なっている点

被制限行為能力者及び被制限行為能力者ではないが事理弁識能力の点でそれと同等の状況にある者からの開示請求の取り扱いについて、可能な範囲で立法的に解決を図ると共に、条例運用基準の中で詳細説明を行うことが望ましい。

## 第2節 見直し検討に当たっての4つのポイント

本市の個人情報保護制度の改善に当たって、当審議会では次の4点に留意しつつ、条例第1条に規定する目的が達成されるよう課題を抽出し、検討いたしました。

### 【1】 行政機関法を参考

平成17年4月に施行された国の行政機関における個人情報保護法制(行政機関法)を参考にしました。また、地方公共団体の個人情報保護条例の見直しに際して留意する点が、平成15年6月に総務省から通知され、これをあわせて参考にしました。

### 【2】 情報公開条例との整合性に配慮

個人情報保護制度は情報公開制度と密接な関係にあり、開示請求や不服申立ての手続きは統一した方が望ましい点もあることから、平塚市情報公開条例との整合性に配慮しました。

### 【3】 コンピュータ処理による個人情報保護を重視

民間部門や公的部門において Winny(ウィニー)の機能を悪用したコンピュータウィルスによる個人情報の漏えいやパソコンの盗難、媒体の紛失などが起きており、また、いわゆる住基ネットや住民基本台帳の閲覧制度について報道でも大きく取り上げられ、個人情報保護に対する不安が増大しています。そこで、コンピュータ処理により個人情報を取り扱う場合は、より一層の個人情報保護施策を講じる必要があると考えました。

### 【4】 実効性の確保を重視

市の実施機関や民間事業者等が必要な施策を講ずる際に、その施策の実効性が失われ、又は低下することがないようにする必要があると考えました。

頻繁に出てくる用語については、次のように簡略化しました。

「個人情報保護法」	: 個人情報の保護に関する法律
「行政機関法」	: 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
「条例」「現行条例」	: 平塚市個人情報保護条例
「施行規則」	: 平塚市個人情報保護条例施行規則
「事務処理要領」	: 平塚市個人情報保護事務処理要領
「情報公開条例」	: 平塚市情報公開条例
「審査会」	: 平塚市個人情報保護審査会
「審議会」	: 平塚市個人情報保護運営審議会

## 第2章 個人情報保護制度の改善すべき事項

### 第1節 改善を求める事項の概要

当審議会が求める改善点は第2節から第6節に掲載しましたが、ここではそれらのうちの主なものを抜粋してまとめました。

#### Point 1 新設する規定の主なもの

個人情報の有効な活用にも配慮し、事業者及び市民の利益を不当に損ねることがないように努めます。(P10 第2節 - 3)

本人から直接書面で個人情報を収集するときは、利用目的を明示する規定を設けるよう検討します。(P13 第3節 - 2)

実施機関以外のものにコンピュータを用いた個人情報取扱事務を行わせるときは、第三者的機関に報告することを義務づけます。(P14 第3節 - 4)

開示等請求の手續が適正に行われるよう、より具体的な規定を設けます。(P20、21 第3節 - 5)

受託者、指定管理者が個人情報保護の必要な措置を講じることを義務づけます。(P26 第5節 - 1)

指定する出資法人等は、個人情報の管理、開示等の手續を定めた規程の整備に努めます。(P26 第5節 - 1)

新たに罰則規定を設けます。(P28 第6節)

#### Point 2 現在の制度をより厳格にする主なもの

保有する個人情報の安全管理のために必要な措置を講ずることを義務づけます。(P14 第3節 - 4)

コンピュータを通信回線で結合する場合に、実施機関の保有する個人情報が不正な手段で利用されないよう必要な措置を講じることを義務づけます。(P14 第3節 - 4)

代理人が請求した場合で本人の利益に反する場合を追加するなど不開示情報の見直しをするとともに、存否を明らかにしない規定を新たに設けます。(P16、19 第3節 - 5)

#### Point 3 現在の規定の対象を明らかにする主なもの

市立学校の教員、事務職員など県費負担の教職員を含むなど、実施機関の職員の範囲を明確にします。(P9 第2節 - 2)

「個人情報」の定義をより明確にし、「保有個人情報」という概念を新設します。(P7、8 第2節 - 2)

開示等の請求に係る代理人の範囲を明確にします。(P15、18、19 第3節 - 5)

## 第2節 条例の総括について

### 1 条例の目的(現行条例第1条)

本条例が必要とされた背景を再認識するため、現行条例第1条の目的を生かしつつ、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であるということを明らかにしておくのが望ましいと考えます。

情報があふれている現在、個人に関する情報が当該個人の間像を作り上げるうえで非常に関わりが深く、誤りがあれば名誉が侵害されたり、人格を疑われたりするなど、個人の尊厳を保つことが困難になります。

そこで、個人情報保護の重要性を再認識するため、個人の尊厳を保つことが条例制定の背景にあることを明らかにすることが適当であると考えます。

(審議会で出されたその他の意見(以下、「その他の意見」といいます。))

・ 一般に「自己情報コントロール権」という表現を用いることがありますが、その解釈については必ずしも共通していないため、具体的な権利を列挙している現行条例が適切と考えます。

### 2 定義(現行条例第2条)

#### (1)「個人情報」の定義

「個人情報」の定義について、行政機関法と同様に、生存する個人に関する情報に限ることを条例で明らかにすることが適当と考えます。ただし、死者の個人に関する情報でも、相続財産に関する情報など当該死者の遺族などの個人に関する情報となり得る場合には、解釈・運用を誤らないようにするために、規則などで規定する必要があります。

単に氏名、生年月日等により特定の個人が識別されるものだけでなく、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも「個人情報」に含まれることを、行政機関法と同様に、条例で明らかにすることが適当と考えます。

現行条例では「個人情報」について、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と定義しています。

死者に関する情報は、「個人情報」に含まれないものとして運用していますが、行政機関法と同様の解釈であることを明らかにするため、条例上で規定することが適当です。ただし、死者の個人に関する情報についても、次の場合は、当該死者の遺族にとっての個人に関する情報となり得るので、注意が必要と考えます。

遺族等自身の個人に関する情報と考えられる情報

ア 被相続人から相続した財産に関する情報

イ 被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

社会通念上遺族等自身の個人に関する情報とみなせるほど当該遺族等と密接な関係がある情報

ア 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

(その他の意見)

- ・ 現在、個人事業者に関する情報については「個人情報」から外しています。しかし、それだけでなく、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる役員に関する情報についても、当該法人その他の団体それ自体に代わって法人等の行為を行う機関であり、法人その他の団体についての情報の一部と考えるべきものです。このことは現在、運用上で対応していますが、条例上で明らかにすることが適当と考えます。
- ・ 「個人情報」の概念については、個人が特定できれば対象とする「個人識別型」とプライバシーの保護だけを対象とする「プライバシー型」があります。プライバシーの概念は個人の考え方や社会的状況により異なり、プライバシー侵害のおそれのある個人情報に限定してこの条例の対象とすることは困難と考え、現行条例と同様、「個人識別型」が適当と考えます。

## (2) 「保有個人情報」「本人」等の定義

行政機関法と同様に、「保有個人情報」「本人」の定義を条例上で規定することが適当です。その際、「保有個人情報」の範囲に、個人情報が含まれる「公文書」や「磁気テープ等」を含めているので、これらは定義から外す必要があると考えます。

現行条例では、ほとんどの規定において「個人情報」という用語を用いてきましたが、個人情報には形があるもの（紙、電磁的記録等）だけでなく、形がないもの（口頭で伝達された情報等）もあります。そのため、他機関等への提供や開示等の請求など、行政機関法で用いている「保有個人情報」の概念を用いる方が適切な場合もあると考えられるので、「個人情報」に加えて、「保有個人情報」という定義を加えることが適当です。

なお、「保有個人情報」とは、実施機関が組織的に利用するものとして保有している個人情報をいいます。したがって、決裁、供覧等の手続が終了した「公文書」だけではなく、それ以外の「行政文書」に記録されている個人情報も対象となります。また、記録媒体の種類も問いませんので、紙や図画だけでなく、電磁的記録に含まれている個人情報も対象となります。

また、行政機関法では「本人」を定義しています。保有個人情報の中には、複数の者の情報が含まれる場合がありますが、この条例に規定する「本人」の同意や開示等の請求の対象となる範囲をより明確にするため、「本人」の定義を加えることが適当です。

(その他の意見)

- ・ 行政機関法に規定している「個人情報ファイル」については、第3節の1にあるように、本市では「個人情報ファイル簿」を作成せず、第6節の罰則規定のみで用いる用語であるため、あえて定義に含めなくてもよいと考えます。

#### [用語説明]

「保有個人情報」：行政機関法では「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(中略)に記録されているものに限る。」とあります。

「本人」：行政機関法では「個人情報によって識別される特定の個人をいう。」とあります。

「個人情報ファイル」：行政機関法では「保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」とあります。

「個人情報ファイル簿」：行政機関法では、行政機関が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの特定の内容を記載した帳簿を指しています。

#### (3) 「実施機関の職員」の定義

この条例が実施機関の職員の責務を規定していること、および、これらの者を罰則の対象として新たに規定すること(第6節参照)から、実施機関の職員の範囲を条例で明確に規定することが適当と考えます。

その範囲については、本市の実施機関に属している地方公務員法第2条において規定する地方公務員すべて(一般職、特別職ともに含まれる。)を対象とすべきと考えます。ただし、県費負担教職員は対象とし、実施機関の指揮監督が及ばない市議会議員については除外とすることが適当と考えます。

現行条例では、「実施機関の職員」を条例で定義せず、解釈上で「地方公務員法に規定する一般職の職員及び特別職の職員」としています。

しかし、罰則規定を設けるにはその要件を明確にすることが重要です。また、懲戒処分など地方公務員法の規定は原則として特別職は対象とならないことなどを考えると、罰則規定に特別職も含ませることを条例で明確にすることが適当です。

その範囲については、現行条例の解釈を原則とします。ただし、市教育委員会の職員ではないが、サービスの監督権限が及ぶ市立学校などの県費負担教職員は対象とし、議会の監督権限が及ばない市議会議員を外すことが条例の実効性の観点から適当であり、これらを条例で明確にすることが適当です。

なお、特別職も対象であるため、市長、助役、収入役、教育長のほか、行政委員会や附属機関等の委員、嘱託員、臨時又は非常勤の顧問、非常勤の消防団員や水防団員なども対象になります。

#### (4) 「事業者」の定義

現行条例において「事業者」に含めている独立行政法人等や地方独立行政法人については、条例の対象から外すことが適当と考えます。

現行条例では、「事業者」を定義し、事業者の責務、事業者への指導、勧告等を規定しています。その「事業者」には国や地方公共団体を含めていません。

しかし、独立行政法人等については、平成17年4月に施行された独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用となり、地方独立行政法人については、当該法人のある地方自治体の条例で対応することが適当であると考え、この条例の対象から外すことが適当です。

### 3 その他

この条例の適用に当たっては、個人情報の有効な活用を考慮することなく、個人情報を保護するという観点から一律に排除するなどして、事業者及び市民の利益を不当に損ねることのないように努めるものとするのが適当と考えます。

実施機関が、個人情報保護全般又は根幹に関わる改善を行おうとする場合や制度の推進に当たっての重要な施策を立案、実施しようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならないとする規定を設けるのが適当と考えます。

個人情報保護法の施行により、保護に対する過剰反応が起こり、条例の形式的な解釈や運用から一律に情報を出すことをやめるなどの傾向がみられます。

個人情報保護法（個人情報取扱事業者など）や条例を遵守しなければならないことは言うまでもありませんが、個人情報が個人や社会にとって利益をもたらすもの、大変役に立つものであるという認識から、個人情報を利用するための工夫を検討することも必要であると考えます。

【1】緊急連絡網や名簿などの作成を「個人情報だから」と直ちにやめてしまうのではなく、同意を得たり、安全管理を徹底したりするなど、個人情報の保護と利用のバランスを保つための方法について保護者を含め、学校などと話し合う。

【2】本人に利益がある場合の個人情報の外部提供について、収集した利用目的と異なるという理由ですぐに提供を拒否するのではなく、本人に提供してよいか尋ねること等の対応を検討する。

【3】事業者の個人情報の取扱いに対して、調査、助言、指導などを行う際に、過剰な圧力を与えるなどして営業の自由を不当に損ねないように慎重に対応する。

制度の改善については、個人情報保護関連法が平成17年4月に全面施行されたばかりであることや情報化の進展は目覚ましいものがあることなどから、個人情報保護制度は未だ発展途上の制度であり、関係法令の解釈や判例も十分とはいえません。そのため、今後も制度とその運用を常に見直そうとする姿勢がすべての関係者に求められていると考え、実施機関の施策を第三者的機関として、審議会が援助することが適当と考えます。

#### （その他の意見）

・ 現行条例では、個人情報の取扱制限、収集の制限、利用及び提供の制限、不開示情報、他の制度との調整の各規定において、「法令」という用語を用いており、「法令」には条例や通達も含めて解釈されています。

しかし、情報公開条例との整合を図るため、「法令」には法律、政令、省令その他の命令に限るのが適当と考えます。

なお、対象の範囲に条例も含める場合は、「法令又は条例」とするのが適当です。

### 第3節 市が保有する個人情報の取扱いについて

#### 1 個人情報取扱事務の登録(現行条例第7条)

##### (1)登録する必要がある事務の範囲

職員の人事、給与等に関する保有個人情報については、現行条例では登録の対象外とされていますが、これらの情報についても条例の適用対象とし、個人情報取扱事務登録簿を作成、登録するとともに、開示等請求の対象とするのが適当と考えます。

現行条例では、市民が自己に関する保有個人情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の個人情報に関与することができるように、個人を検索し得る形で記録された公文書又は磁気テープ等(「保有個人情報」に改めて組織的に用いているものも対象とすることが適当と考えます。)を取り扱う事務は原則個人情報取扱事務登録簿に記載し、登録することになっています。

ただし、その例外として、次に掲げるものは登録する必要がないものとしています。

【1】本市の機関又は国若しくは本市以外の地方公共団体の職員に関する個人情報で専らその職務に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの(会議室利用申込書、身分証明書の交付台帳、職員の研修受講者名簿など)

【2】本市の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの(人事台帳、職員給与台帳、健康相談記録など)

【3】一般に入手し得る刊行物等(市販されている書籍に載っている名簿など)

このうち、【2】については、市と雇用関係にある職員であっても、本人が自己の保有個人情報の取扱いに対して関与する意義は大きく、また、当該事務を行うに当たりどのような個人情報を収集しているかを市民に公表することは、説明責任のうえでも重要であると考えため、当該事務も登録の対象とすることが適当です。

##### (その他の意見)

・ 行政機関法には、1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録するものなど個人情報ファイル簿の作成対象外を多く規定していますが、専ら職務の遂行に関する保有個人情報のうち施行規則で定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除いて、登録の対象外に規定することは適当ではないと考えます。

・ 行政機関法では事務単位ではなく、「個人情報ファイル」単位での事前通知、公表を規定していますが、次の理由により、事務単位の現行制度を維持するのが適当です。

【1】「個人情報ファイル」は1,000件以上の個人情報があるファイルしか対象としていな

い。

【2】 例外の多いファイル単位よりも、原則として全ての事務を対象とした方が、行政文書に散在している保有個人情報を対象とすることができる。

【3】 事務ごとに整理すれば、保有個人情報の取扱状況の全体像をつかみやすい。

- ・ 会議室利用申込書など専ら職務の遂行に関する保有個人情報のうち施行規則で定めるものについて、国、地方公共団体の職員の職務に限り、登録簿の対象外としていますが、独立行政法人等及び地方独立行政法人の職員の職務も同様に対象外とするのが適当です。

## (2) 登録事務の運用

個人情報取扱事務登録簿については、行政機関法に規定する個人情報ファイル簿と同様に、公表を義務づけるのが適当と考えます。

個人情報取扱事務登録簿の記載内容は、市民にとってより分かりやすく、かつ利用しやすいように整理することが適当と考えます。

個人情報取扱事務登録簿は現在、原本が実施機関に保管され、市政情報コーナーにも写しを配置し、閲覧することができます。この登録簿は、実施機関の保有個人情報を市民が知るきっかけを作るうえで重要であり、実施機関にとっても自らの情報管理に対する意識を高めることにもつながります。そのため、公表を義務づけ、インターネットの活用などさらなる公表の手段を検討することが適切です。

また、個人情報取扱事務登録簿の記載内容については、例えば次のような点に留意することが適当だと考えます。

収集元や提供先などはその根拠も含めて明らかにする。

事務又は事業を委託したり指定管理者に代行させたりする場合は、その概要がわかるようにする。

サーバやホストコンピュータなどを用いて複数の課などで保有個人情報を共有する場合は、その共有先などがわかるようにする。

### (その他の意見)

- ・ 個人情報取扱事務登録簿の廃止の届出は、当該事務に係る保有個人情報がすべてなくなったときであることを条例で明らかにするとともに、事務が終了した時点で登録廃止予定日を事務上で確認しておくことが望ましいと考えます。

## 2 収集の制限(現行条例第8条)

実施機関相互又は他の実施機関から収集した場合で、かつ利用目的の範囲を超え、保有個人情報を収集することは原則認められません。しかし、現行条例第9条の利用・提供制限の例外に該当している場合は、収集の制限の例外の1つとして追加することが適当と考えます。

また、当該個人情報の本人が所在不明のため当該本人から収集することが不可能な場

合や本人が事理を弁識する能力を欠いている場合で、事実上本人から収集することができない場合も、収集の制限の例外として追加することが適当と考えます。

本人から直接書面で個人情報を収集するときは、できるだけ利用目的を明示することが可能なように検討し、努めて明示することが望ましいと考えます。

現行条例では、本人以外からの収集、目的外の利用・提供の制限については、次のように規定しています（簡略して記載しています）。

本人以外からの収集を認めている場合（現行条例第8条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令の規定に基づく場合</li><li>・ 本人の同意に基づく場合</li><li>・ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合</li><li>・ 出版等により公にされたもの</li><li>・ 審議会の意見を聴いて実施機関が認めた場合</li></ul>
収集した時の取扱目的の範囲を超えて利用し、又は提供することを認めている場合（現行条例第9条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令の規定に基づく場合</li><li>・ 本人の同意に基づく場合</li><li>・ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合</li><li>・ 審議会の意見を聴いて実施機関が認めた場合</li></ul>

実施機関相互で、又はある実施機関から他の実施機関に保有個人情報を利用させる場合は、提供する側は第9条、受け取る側は第8条を満たす必要があります。この場合、例えば、提供する側が審議会の意見を聴いて妥当性を認めた場合で、収集する側が改めて審議会の意見を聴くことは重複することになります。そのため、現行条例第9条の例外規定のいずれかを満たしている場合を第8条の例外の一つとして規定することが適当です。

本人から直接個人情報を収集した場合の取扱目的を明示することは、市民にとってより好ましいと言えます。しかし、住民基本台帳や固定資産税課税台帳など広く利用されるものについてまであらかじめ明示しておくことは困難な場合も予想されます。そのため、行政機関法に例外として挙げているものを含め、明示する手段を検討し、実施機関が努めて明示できるよう検討することが望ましいと考えます。

### 3 収集した目的の範囲を超えた利用・提供の制限（現行条例第9条）

収集したときの目的の範囲を超えて、実施機関相互又は他の実施機関に保有個人情報を利用、提供させる場合、必要に応じて相手方に制限を付したり、措置を要求したりすることができる趣旨の規定を設けることが適当と考えます。

目的外の利用、提供を行う場合、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならないことを条例で明記することが適当と考えます。

収集したときの目的の範囲を超えて利用、提供することは原則として認めていませんが、本人の同意がある場合などは例外として認めています（上記表を参照）。

ただ、例外として認めている場合でも、提供先がさらに別の機関に提供したり、提供先のセキュリティが万全でなかったりするような場合には、必要に応じた措置を求めたり制限を付することが重要です。現在は、この点について運用で行われていますが、行政機関法と同様に条例に規定することが適当です。

なお、行政機関法では、内部利用や本人同意に基づく外部提供などは対象に含まれていませんが、本市においては、かかる場合も含まれることとするのが適当です。

さらに、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならないことも条例上で明らかにすることが適当です。例えば、本人の同意が強迫によるものであるときなどが考えられます。

#### (その他の意見)

- ・ 本人の同意については、本人の明確な意思表示を口頭又は書面により確認することが必要ですが、口頭による同意は、その有無をめぐって紛争が生ずる可能性があるため、原則として書面により同意を得なければならないと解釈するのが適当と考えます。
- ・ 住民基本台帳法の目的から、庁内での利用は目的内利用と解釈するのが適当と考えます。
- ・ 施行規則に定める個人情報収集通知書及び個人情報利用・提供通知書について、それらの通知書を用いない方が効果的な場合もあり得るので、適当と認める場合は指定様式以外も利用可能と考えます。

#### 4 適正な管理とコンピュータ処理(現行条例第10、11条)

現行条例で規定している安全性の確保(個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること)を義務規定とし、次の措置を講ずる検討をすることが適当と考えます。

保有個人情報の管理責任者を定めたり、職場内のリーダー役を養成したりすることで、管理体制の整備を図る。

実施機関の職員の責務として、情報セキュリティに関する規程を理解し、遵守しなければならないことを規定する。

受託者が個人情報取扱事務を行う場合にも、安全性の確保を義務づける。

オンライン結合による提供の制限の趣旨から、現行条例の規定に加え、保有個人情報を随時入手し得ない場合も、実施機関の保有個人情報が不正の手段で利用されないよう必要な措置を講じる義務を規定することが適当と考えます。

実施機関の個人情報取扱事務を実施機関の職員以外の者に行わせ、又はともに行う場合で、実施機関の保有個人情報をコンピュータにより取り扱わせる場合は、あらかじめ審議会に報告する義務を課すとともに、審議会が意見を述べることのできる旨の規定を新たに設けることが適当と考えます。

現行条例では、オンライン結合を「実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法」とし、オン

ライン結合により個人情報を提供する場合は、審議会の意見を聴くことが必要となっています。その場合の措置の基準において、オンラインで行う必要性、提供先における管理、不正アクセスの防止策や障害対策、などは事前に一定の基準を設け、その基準を事前に精査した上で、審議会において妥当性を審議することが適当と考えます。

さらに、現実には随時入手し得ない状態にあっても、通信回線により結合している場合は、外部からの不正アクセスや提供先従業員による個人情報の紛失、持ち去りなど、不正な手段により実施機関の保有個人情報を利用されるおそれも否定できないため、実施機関が個々のケースに応じた措置を講じることを義務づけることが適当と考えます。

また、最近では、コンピュータ処理を外部に委託することが頻繁に行われています。さらに、今後は協働による事業で外部団体が保有個人情報を扱ったり、派遣従業員などに扱わせたりすることも想定されます。この場合、実施機関及び当該コンピュータを取り扱う者に対して適正な取扱いを求める必要があると考えられるため、委託、指定管理者への代行、協働など実施機関の職員以外の者にコンピュータにより実施機関の個人情報取扱事務を行わせる場合は、あらかじめ審議会に報告し、必要に応じて審議会が意見を述べることを定める旨の規定を設けることが適当と考えます。

#### （その他の意見）

・自治体によっては法令等の根拠がある場合に審議会への諮問を不要とする例があります。しかし、住民基本台帳ネットワークの例にもあるように、たとえ法令等に根拠があっても、自治体によって対応が異なる場合があり、さらに不正アクセスの防止策などについて法令等で明確でない場合もあるため、審議会において検討するとしている現行条例を維持することが適当と考えます。

## 5 開示・訂正・利用停止請求権

### 5 - 1 開示請求権（現行条例第13条）

#### （1）請求権者の範囲

代理人による保有個人情報の開示請求については、行政機関法に規定している未成年者及び成年被後見人の法定代理人に加え、規則であらかじめ限定した任意代理人とすることを条例上で明らかにすることが適当と考えます。任意代理人については、負傷又は疾病による入院、外国出張、身体障害等の理由により、請求手続が著しく困難で、かつ委任を受けた者とすることが適当と考えます。

代理人による開示請求について、現行条例では未成年者や成年被後見人等の行為無能力の制限を受けた者の法定代理人と病気等本人が直接請求できない特別の理由がある場合における親族及びこれに準ずる者に限り、運用上で認めています。

しかし、運用による対応では裁量の範囲が広がってしまい、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあるため、上記の範囲であることを規定しておくのが適当です。

なお、任意代理人については、行政機関法では認めていませんが、成年者であっても、身体的事情等により本人自らが開示請求をすることが困難な場合があるため、なりすま

し等の防止との均衡を図って、限定的に認めることが適当と考えます。

（その他の意見）

- ・ インフォームド・コンセントが必要な診療情報など、開示請求権の代理人及び遺族の範囲についてその範囲を超えた提供が必要なことも否定できません。その場合、開示請求権としてではなく、利用・提供の制限の例外として審議会に意見を聴き、必要があると認めた範囲内で指針等を作成、公表した上で提供することが望まれます。
- ・ 未成年者が本人自ら開示請求することについては、民法では15歳に達した者の養子縁組承諾の規定がありますが、県立高校入試の簡易開示請求を14歳にも認めていることや、刑事責任能力が14歳を基準としていることを参考として、14歳以上の場合は原則として開示請求できるものとしたうえで、それ以下の場合でも請求の趣旨が理解できると認めた場合は受け付けることができるとする運用が適当と考えます。
- ・ 代理人による請求について、実施機関は当該請求に係る本人に対して、請求を行った若しくは委任した旨を電話等で確認するなど、なりすまし等の防止に努めることが必要です。特に、子の代理人として親権者等が請求する場合、13歳以下の場合や自筆による署名が困難な場合を除き、確認書など文書で本人の意思を確認して請求を受け付けることが適当と考えます。

[用語説明]

「インフォームド・コンセント」：手術などに際して、医師が病状や治療方針を分かりやすく説明し、患者の同意を得ること(大辞泉より)

(2) 開示する範囲

行政機関法や情報公開条例と同様に、不開示情報が記録されているときを除いては、保有個人情報を開示する義務があることを明らかにする規定に改めることが適当と考えます。

不開示情報の範囲については、個人情報保護制度特有の事情(代理人が請求した場合で本人の利益に反するおそれがある情報を不開示とするなど)を踏まえつつ、概ね情報公開条例の非公開情報と同様の規定とするのが適当と考えます。

存否応答拒否については、行政機関法や情報公開条例と同様に、規定を設けることが適当と考えます。ただし、この規定が誤って使われたり、濫用されたりすることがないように、この規定に基づく処分をした場合、審査会に報告することを義務づけるのが適当と考えます。

部分開示の規定については、現行条例の趣旨を生かしつつ、行政機関法や情報公開条例と同様に、全体として個人に関する情報とされるものであっても、個人が識別される部分を分離することにより、当該個人の権利利益が害されると認められないときは、当該部分を除いた部分は特定の個人を識別する情報が含まれないものとみなし、部分開示すべき規定を追加することが適当と考えます。

現行条例の「次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。」とは、請求のあった個人情報に不開示情報が記録されている場合には、原則開示の例外として開示しないことができる権限を実施機関に与えただけで、不開示

情報以外の保有個人情報を開示するか否かの裁量を残したわけではありません。この趣旨を条例上で明らかにするため、情報公開条例と同様、実施機関には不開示情報が記録されているときを除き、保有個人情報を開示する義務があることとする規定に改めることが適当と考えます。

そして、現行条例に規定している不開示情報は次のとおりとすることが適当と考えます。

「他の個人に関する情報」について、現行条例では当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるときに限って不開示としているが、プライバシーの概念が不明確で人によっては判断が分かれ、制度の安定的運用を期待しがたいと考えられるため、原則として本人以外の個人が識別され得るものは不開示とし、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報などをその例外として開示するものとする。

「法人等に関する情報」について、法人の正当な利益を害すると認められるものは不開示であるが、人の生命、身体、健康、生活又は財産を守るため開示することが必要であると認められる場合は、例外として開示するものとする。

「指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報」については、個人情報保護制度特有の規定として維持する。

「国等からの依頼等に関する情報」については、「(略)国との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれがあるとき」と規定されているが、機関委任事務が廃止されたことや他の不開示情報の規定に該当するか否かで判断すれば足りることを踏まえて削除する。また、実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示があれば不開示とする規定を追加する。

「審議等に関する情報」「事務事業の執行に関する情報」「公共の安全の確保等に関する情報」及び「法令の定めによる情報」については、現行条例の趣旨はそのまま維持し、必要に応じてより具体的な規定に改める。

また、「指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報」、「審議等に関する情報」、及び「事務事業の執行に関する情報」について、該当要件の書き方として、「・・・のおそれがある」としており、行政機関法でもそのような表現が使われている。しかし、このような規定では、実施機関による「おそれ」に関する裁量判断権限を超えた恣意的な判断を排除できない場合があるため、これらの規定に関しては、より限定的に「・・・と認められる」という規定とし、不開示とされる情報の範囲が不当に拡大されないようにする。

さらに、次の不開示情報を新たに規定するのが適当と考えます。

「任意に提供された情報」

：実施機関の要請を受けて、開示しないことを条件として任意に提供されたものであって当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして

合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

「代理人が請求した場合に本人の利益に反する情報」

：代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが本人の利益に反するおそれがあると認められる情報

「任意に提供された情報」について、情報を開示することが情報提供者との約束を破る背信行為になるため、背信行為を防ぐ目的で、規定することが適当と考えます。ただし、規定を置いた場合、濫用のおそれがあるので、その約束自体に合理性が認められるものでなければならぬものとし、又情報の性質によっては、合理的約束でも例外規定を設けることが望ましいと考えます。

「代理人が請求した場合の本人の利益に反する情報」について、本人の利益に反する情報を入手しようとするのではないと言い切れないため、規定を設けることが適当です。例としては、虐待を受けた児童本人の保有個人情報に虐待している親が法定代理人として開示請求する場合などが考えられます。

（その他の意見）

・ 裁量的開示については、行政機関法や情報公開条例に規定があるものの、不開示情報の規定で判断すれば足りるため、規定を設けるのは適当でないと考えます。

[用語説明]

「裁量的開示」：条例で不開示情報とされているものについて、実施機関の高度な行政的判断により開示すること。

「存否応答拒否」：保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様の効果を生ずる場合に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒むこと。児童虐待から逃れるために母親と子どもが家を出て、住んでいる場所を明らかにしないで別の学校に通っていた場合で、父親が子どもの法定代理人として特定の学校に保管されている保有個人情報を開示請求して、通学している学校や居場所を突き止めようとするケースなどが考えられます。

## 5 - 2 訂正請求権(現行条例第14条)

現行条例では、運用によって、訂正請求に修正、追加及び削除を含めていますが、権利として認められていることを明確にするため、条例で規定することが適当と考えます。

代理人による保有個人情報の訂正請求については、行政機関法に規定している未成年者及び成年被後見人の法定代理人に加え、規則であらかじめ限定した任意代理人とすることを条例上で明らかにすることが適当と考えます。任意代理人については、負傷又は疾病による入院、外国出張、身体障害等の理由により、請求手続が著しく困難で、かつ委任を受けた者とするのが適当と考えます。

行政機関法や情報公開条例と同様に、原則として保有個人情報を訂正する義務があるこ

とを明らかにする規定に改めることが適当と考えます。

存否応答拒否については、行政機関法や情報公開条例と同様に、規定を設けることが適当と考えます。ただし、この規定が誤って使われたり、濫用されたりすることがないように、この規定に基づく処分をした場合、審査会に報告することを義務づけるのが適当と考えます。

現行条例では、実施機関が保有する自己の個人情報について、事実には誤りがあるときにその訂正を求める権利を認めています。「訂正」については、運用上で、修正のほか、追加及び削除を含むとされていますが、条例上で明確にすることが適当と考えます。

### 5 - 3 利用停止請求権(現行条例第15、16条)

現行条例の削除請求権、中止請求権を行政機関法の規定にあわせ、「利用停止請求権」と改めるのが適当です。なお、行政機関法では認めていないものがありますが、現行条例の範囲を縮小せず、そのまま維持することが適当と考えます。

代理人による保有個人情報の利用停止請求については、行政機関法に規定している未成年者及び成年被後見人の法定代理人に加え、規則であらかじめ限定した任意代理人とすることを条例上で明らかにすることが適当と考えます。任意代理人については、負傷又は疾病による入院、外国出張、身体障害等の理由により、請求手続が著しく困難で、かつ委任を受けた者とすることが適当と考えます。

行政機関法や情報公開条例と同様に、原則として保有個人情報を利用停止する義務があることを明らかにする規定に改めることが適当と考えます。

存否応答拒否については、行政機関法や情報公開条例と同様に、規定を設けることが適当と考えます。ただし、この規定が誤って使われたり、濫用されたりすることがないように、この規定に基づく処分をした場合、審査会に報告することを義務づけるのが適当と考えます。

現行条例では、実施機関の個人情報の取扱いに関する規定の実効性を担保するために、削除請求権、中止請求権を規定しています。一方、行政機関法では、個人情報の不適正な取扱いに対する利用停止措置を請求できる権利として利用停止請求権(「利用停止」には利用停止のほか、消去や提供の停止を含みます。)が規定されました。そこで、行政機関法と整合させ、「利用停止請求権」と改めるのが適当と考えます。

なお、行政機関法では認めていないものの、現行条例で認めているケースについても、範囲を縮小することなく、引き続き、権利として認めることが適当と考えます。

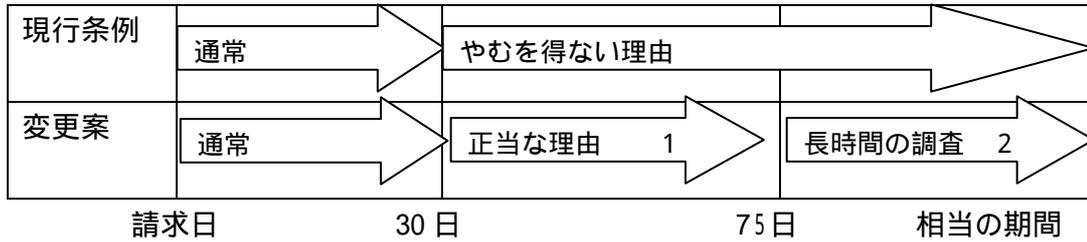
#### 利用停止請求権に含めることが適当と考える範囲

- ・ 取扱いの制限に違反した場合 1
- ・ あらかじめ個人情報を利用する目的を明確にして、必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集することに違反した場合 2
- ・ 本人以外からの収集の制限に違反した場合 3
- ・ 利用目的の範囲を超えた実施機関内部若しくは相互の利用制限に違反した場合

利用の停止又は  
消去



【訂正、利用停止請求】



- 1 正当な理由(第三者からの意見聴取、複数の課に関連して意見調整が必要、大量であるなど)があっても、合理的に文書を分割することが可能で、部分的に諾否の決定が可能であれば、その部分は通常で諾否の決定に努めるべきです(この点、行政機関法には規定がありません)。
- 2 著しく大量で事務の遂行に著しい支障がある場合(開示請求)、事実確認などに特に長期間を要する場合(訂正、利用停止請求)であっても、相当の部分は60日(訂正、利用停止請求の場合は75日)以内に諾否の決定をすべきです。

期限内に諾否の決定をしない場合に、拒否処分をされたとみなすことができる規定については、行政機関法や他の自治体の条例ではあまり例がありません。しかし、単に不作為状態が違法であることを確認するにとどまらず、直ちに開示等の可否について争うことができることとなり、請求者にとってはより有益であると考えられるため、規定を置くことが適当と考えます。

(その他の意見)

- ・ 行政機関法には、開示及び訂正請求について、事案の移送の手続を規定しています。しかし、仮に他の実施機関が作成した保有個人情報を取得した場合であっても、その実施機関に対して開示又は訂正に係る請求権を行使していると考え、規定しないことが適当と考えます。
- ・ 延長した場合の請求者への通知について、情報公開条例や行政機関法では「遅滞なく」とされていますが、現行条例の「速やかに」をより合理的な遅れが許される「遅滞なく」に変更する必要性はないと考えます。

[用語説明]

「事案の移送」：開示又は訂正請求に係る保有個人情報の作成を請求先以外の実施機関が行っていてその写しを保有しているような場合に、当該請求事案を他の実施機関に移送すること。

(2) 諾否の判断等

請求に係る保有個人情報に第三者の情報が含まれる場合がありますが、当該第三者の権利利益を保護するために、情報公開条例や行政機関法を参考にして、意見書を提出する機会を与えることができる旨を規定することが適当と考えます。

訂正請求又は利用停止請求についても、開示請求と同様、拒否する場合を明らかにすることにより、原則として訂正、利用停止する義務があることを規定するのが適当と考えます。

訂正又は利用停止を行う場合で、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を書面で通知することを規定するのが適当と考えます。

開示等請求の対象となっている保有個人情報に第三者の情報が含まれている場合、現在は事務処理要領において、必要と認めるときに当該第三者に対して意見を聴くこととされています。しかし、当該第三者の権利利益を保護するために、次のような規定を条例で規定することが適当と考えます。

- ・ 実施機関が当該第三者に対して意見書を提出する機会を付与することができること。
- ・ 反対意見が出された場合で開示する決定をした場合には、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置いて、当該第三者の争訟の機会を確保すること。
- ・ 行政機関法に規定する開示だけでなく、訂正及び利用停止についても適用すること。

なお、照会に当たって、必要に応じて請求者の同意を得るなど慎重な対応が必要です。

訂正をする場合、保有個人情報の提供先だけでなく、提供元にも通知することは、訂正後の新たな保有個人情報を通知することとなり利用・提供の制限に抵触するおそれがあることから規定せず、個別に慎重に検討することが適当です。

## 6 苦情相談(現行条例にはない)

実施機関が自ら保有する個人情報の取扱いに対する意識を高めるためにも、市民等からの苦情を適切かつ迅速に対応すべきことを条例で明記することが適当と考えます。また、実施機関における苦情相談への対応の方法について、実施機関が必要があると認める判断をしたときは、審議会に意見を聴くことができるとする規定を設けることが適当と考えます。

実施機関の個人情報の取扱いに関して、市民等から苦情があった場合、適切な対応をすることは言うまでもありません。

しかし、市民等の個人情報保護に対する関心の高まりや個人情報の漏えいによる甚大な被害等を考えると、被害を最小限に食い止める点においても、実施機関の個人情報保護に対する意識のさらなる向上が不可欠となります。そのため、条例で明確にすることが適当と考えます。具体的な運用としては、相談対応の経緯をまとめておくことや相談票の様式を作成しておくことなどが考えられます。

また、実施機関が個人情報の取扱いに係る苦情相談の対応方針を検討するに当たり、第三者的機関としての立場から専門的意見を聴いて対応した方がスムーズに進めることができる場合があります。そこで、審議会の意見を聴くことができるとする規定を置くことが適当と考えます。

## 7 その他

市民病院並びに市立小中学校、幼稚園及び保育園について、国で示されている民間向

けのガイドラインを参考とした指針等を作成するよう検討することが適当と考えます。

個人情報の取扱制限(現行条例第6条)については、現在の規定を維持することが適当と考えます。

個人情報保護法の施行に伴って、各省庁から民間事業者向けに個人情報保護法の運用に当たってのガイドラインが出されています。民間事業者と同様の施設等がある場合、本市においても運用に当たって、条例に抵触しない範囲で、これら事業者向けの指針を参考にすべき場合があります。

現段階では市民病院、市立学校について、国(厚生労働省、文部科学省)のガイドラインを参考とした指針等を作成するよう検討することが適当と考えています。また、市立保育園も同様に指針等を作成することを検討することが望ましいと考えます。

個人情報の取扱制限について、現行条例では(1)思想、信条及び宗教、(2)人種及び民族、(3)犯罪歴、(4)(1)~(3)以外に基本的人権を損なうおそれのある事項、を法令の規定に基づく場合又は審議会の意見を聴いた上で認めた場合を除き、原則として取り扱ってはならないとしています。このうち、(4)について「社会的差別の原因となる社会的身分」など、より具体的な規定とした自治体が多くあります。当審議会としては、現実的にはそのような事例を想定しているとはいえ、今後それ以外の事例が生じる可能性も否定できないので、現在の規定を維持することが適当と考えます。

なお、取扱いを誤ると不当な差別の誘引となり、それを助長するおそれのある個人情報については、たとえ法令等に基づく事務であっても(例えば本籍地を取り扱う場合など)慎重に取り扱うことが重要だと考えます。

## 第4節 公正な第三者的機関の設置について

### 1 開示等請求に係る不服申立て(現行条例第21条)

全部開示等に変更決定をするときは、行政機関法や情報公開条例と同様に、開示等をするについて第三者が反対の意見書を提出している場合を除き、審査会への諮問は不要とすることが適当と考えます。ただし、不服申立てに対する決定又は裁決を行った概要を審査会に報告する義務を課するのが適当と考えます。

行政機関法や情報公開条例と同様に、諮問した旨を不服申立人等へ通知する規定及び第三者からの不服申立てを却下する場合は当該第三者の争訟の機会を確保する規定を設けることが適当と考えます。

現行条例では、行政不服審査法に基づき、開示、訂正又は利用停止等の諾否決定に対する不服申立てがあった場合、不適法を理由とする却下を除いて、審査会に諮問することになっています。

しかし、不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示する決定に変更する場合、請求者に新たに不利益が生ずることはなく、公正な判断を確保するための審査会への諮問手

続は不要となり、迅速な救済が実現されると考えます。ただし、全部を開示、訂正又は利用停止することについて反対の意見書を提出している第三者がいる場合は諮問する必要があると考えます。

また、不服申立人等の権利が害されることを防ぐために、次の規定を設けることが適当と考えます。

- ・ 審査会に対して不服申立てに対する諮問をした場合には、諮問した旨を不服申立人、参加人、請求者及び不服申立てに係る諾否決定について反対意見書を提出した第三者にその旨を通知することを義務づける。
- ・ 第三者情報が含まれる保有個人情報について、第三者からの不服申立てを却下又は棄却する場合、若しくは不服申立てに係る諾否決定を変更し、当該諾否決定に係る保有個人情報の開示等をする場合（第三者が反対意見書を提出している場合に限る。）には、その決定又は裁決をした日から開示等をするまでの間に少なくとも2週間を空けるとともに、当該第三者に開示等が実施される日を通知する義務づけをする。

（その他の意見）

- ・ 実施機関が開示等決定の権限を委任する場合、不服申立ては審査請求として扱われ、当該審査請求に対する判断を裁決として行うこととなるため、不服申立てに対する裁決があることも踏まえた規定にすることが望ましいと考えます。
- ・ 不服申立てにつき、実施機関は審査会の答申を最大限に尊重した上で決定又は裁決をすることになりますが、その答申に全て拘束されるわけではないため、現行条例の「議に基づいて」を「議を経て」に改めることが適当と考えます。

## 2 平塚市個人情報保護審査会（現行条例第22条）

不服申立ての適正な審査のため、情報公開・個人情報保護審査会設置法や情報公開条例と同様に、審査会の調査権限を明確にし、また、文書及び口頭による主張、弁明、反論を保障するため、不服申立人、参加人及び諮問した実施機関の権限を拡大することが適当と考えます。

情報公開・個人情報保護審査会設置法や情報公開条例と同様に、審査会は、答申書の写しを遅滞なく不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表することが適当と考えます。

実施機関は、不服申立てを受けた場合、本来はその行った原処分を自ら見直さなければならぬわけですが、見直し判断についての客観性・公正性を確保するために、諮問機関である審査会に第一次的見直し判断を委ねていることを考えると、審査会がその期待される役割を果たすために、次に掲げる権限があることを明確にすることが適当と考えます。

- ・ 審査会が、諮問した実施機関に諾否決定に係る保有個人情報を提示させ、実際に当該保有個人情報を見て審議（いわゆるインカメラ審理）する権限

- ・ 審査会において必要があると認めるとき、諮問した実施機関に対し行政文書等に記録されている情報や諾否決定に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料(いわゆるヴォーンインデックス)の提出を求める権限
- ・ 審査会が不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問した実施機関に意見、説明若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実及び意見を陳述させること又は必要な調査をすることができる権限

また、審査の公正性の確保や権利利益の擁護という観点で、不服申立人、参加人及び諮問した実施機関に対して、次に掲げる権限を与えるのが適当と考えます。

- ・ 不服申立人等が意見書、説明書又は資料を提出することができる権限(提出すべき相当の期間を審査会が定めたときはその期間内とする。)
- ・ 不服申立人等から申出があったときは、審査会は必要がないと認めるときを除き口頭で意見を述べる機会を与える権限(不服申立人及び参加人が審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる権限を含む。)

(その他の意見)

- ・ 審査会の会議は一律に非公開とするのではなく、調査審議の手續についてのみ条例で非公開とすることを規定し、この場合でも、口頭で行う意見陳述については、当該陳述人が希望し、かつ審査会が適当と認める場合は公開とすることができるものとするのが適当と考えます。
- ・ 情報公開・個人情報保護審査会設置法では、審査会に提出された意見書等又は資料の閲覧を不服申立人等に原則として認めています。平塚市個人情報保護審査会運営要領に基づき、運用上で、諮問した実施機関が提出した弁明書は不服申立人に、不服申立人が提出した意見書は諮問した実施機関に送付していることなどを考えると、情報公開条例と同様、あえて規定する必要性はないと考えます。
- ・ 審査会に提示された調査審議に係る行政文書等の資料や保有個人情報については、情報公開条例の公開請求及び条例に基づく開示等請求は認めないことが適当と考えます。

### 3 平塚市個人情報保護運営審議会(現行条例第23条)

審議会が第三者的機関として、その期待される役割を十分果たすため、その権限を明確にすることが適当と考えます。

審議会がこの条例に基づく権限を行使するに当たって、実施機関は諮問機関である審議会に対して客観性・公正性を求めるとともに、妥当性などの判断を委ねています。したがって、審議会がその役割を十分果たすために、運用上では行われている専門的事項に関する学識経験を有する者、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらのものの意見若しくは説明を聴き、又はこれらのものに資料の提出を求めることができる旨の権限を条例で規定するのが適当と考えます。

## 第5節 事業者が保有する個人情報の取扱いについて

### 1 受託者、指定管理者及び出資法人等に対する措置(現行条例第12条)

次に掲げるものが当該業務を行う上で保有個人情報を取り扱う場合は、正確性及び安全性の確保、保有する必要がなくなった個人情報の廃棄に関し、実施機関に準じた扱いとするとともに、実施機関だけでなく自らも、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないことを規定するのが適当と考えます。

受託者(再委託を受けたものも含む。)

指定管理者(指定管理者から委託を受けたものを含む。)

協働など、実施機関と実施機関以外のもの(国等を除く。)がともに実施機関の個人情報取扱事務を行う場合における当該実施機関以外のもの

上記の ~ の業務に従事している者(又は従事していた者)に対して、実施機関の職員と同様の義務を課することが適当と考えます。

市があらかじめ指定した出資法人等については、個人情報の保護に努める旨の規定を設けるとともに、個人情報の管理や開示、訂正及び利用停止の申出手段などの規程を整備し、適正な運用をするよう努める規定を設けるのが適当と考えます。

現行条例においては、個人情報の取扱いを伴う委託をする場合に、実施機関が契約において受託者が講ずべき措置を明らかにする義務が規定されているのみで、受託者自身の責務はありません。

しかし、実施機関における次の規定については、上記 ~ に対しても同様の扱いとしたうえで、実施機関及び ~ のものが個人情報の保護に関する必要な措置を講ずる義務を課することが適当と考えます。ただし、 ~ のものが個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者の場合は、当該法律の義務もあわせて課されることとなります。

- ・取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならないこと(正確性の確保)
- ・個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないこと(安全性の確保)
- ・取扱目的に関し必要がなくなった保有個人情報については、歴史的文化的資料とするために保存するものを除いて、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならないこと

なお、 ~ のものにこれらの規定が必要な理由を次のように考えます。

の受託者については、総務省からの通知「地方公共団体の個人情報保護対策について」(平成15年6月16日)において、外部委託に関する規制を設けることは重要であると示されているため、規定を設けることを適当としました。具体的には、契約書などで個人情報の適正な管理に関する規定を設けることが考えられます。

の指定管理者については、地方自治法改正により制度化されたものですが、公の施設の管理を行うという公共性に照らすと、個人情報保護の水準を低下させないようにす

ることが必要です。また、総務省からの通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(平成15年7月17日)においても、個人情報の保護に関して必要な事項を協定に盛り込む等、必要な措置を講ずるべきであるとされています。また、実施機関は指定管理者の選考において情報管理体制のチェックを行うことも重要です。

の実施機関以外のもの(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人を除く。)について、今後、市の個人情報取扱事務をNPOや外部機関などと連携して行うことも考えられ、そのような場合は受託者や指定管理者に準じた措置が必要と考えます。

また、の業務に従事する者、従事していた者、の業務に携わる者、携わっていた者に、実施機関の職員と同様の義務を課すことが適当と考えます。具体的には、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することが禁じられるとともに、情報セキュリティに関する規程を遵守することが適当と考えます。

一方、市が指定した出資法人等(情報公開条例と同様の法人が想定されます。)については、市とは別の法人格を有していることから独立性を重んじる必要があります。しかし、市から出資その他の財政的援助を受け、市行政の一翼又は補完的役割を担っていることを踏まえ、個人情報の保護に努める旨の規定が必要と考えます。また、受託者や指定管理者と異なり、長期にわたる安定した運用が可能なことから、個人情報の管理並びに開示、訂正及び利用停止の申出手続及びその申出に係る回答に対する異議の申出等を定めた規程を整備し、当該出資法人等が適正に運用するよう努める義務を課す規定を置くことが適当と考えます。

## 2 民間事業者に対する措置 (現行条例第24条)

事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めて市長が勧告した場合で、その勧告に従わないときは、実効性を確保し、さらに市民等への被害拡大を防止するため、その事実に関する情報を市民等に提供することができる旨を規定することが適当と考えます。

現行条例では、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるとき、市長は当該事業者に対して説明又は資料の提出を要請することができるとする規定を置いています。また、個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるとき、是正の指導、審議会の意見を聴いた上での勧告を規定しています。

民間事業者が取り扱う市民の個人情報も保護する必要があると考えますので、これらの規定は原則として維持することが適当と考えます。

そのうえで、勧告に従わない場合は、その事実に関する情報を市民等に提供することができる旨を規定することが適当と考えます。この情報提供は、制裁を目的とするものではなく、行政指導の実効性の確保や被害の拡大防止が主眼であると解釈するのが適当です。

(その他の意見)

・ 事業者の個人情報の取扱いにおける調査、指導、勧告の権限に関する現行条例の規定に

ついて、個人情報保護法の施行を受け、神奈川県個人情報保護条例と同様に、次の適用除外を設けることが適当ではないか、といった意見もありました。

個人情報保護法第32条から第34条まで及び第46条から第48条までのいずれかの規定により主務大臣の行為の相手方となっているもの

個人情報保護法第50条第1項に規定する適用除外のもの

- ・ 個人情報保護法との整合性により、「指導」を「助言」に改める方が適当と考えます。

### 3 苦情相談（現行条例にはない）

事業者の個人情報の取扱いにおける市民等からの苦情について、市長その他の執行機関が当該苦情に適切かつ迅速に対応するよう努める義務があることを条例で明らかにするとともに、必要があると認めるときは、事業者その他関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる旨をあわせて規定することが適当と考えます。

事業者の個人情報の取扱いにおける市民等からの苦情対応は、「実施機関」ではなく「市長その他の執行機関」が行うこととしています。「市長その他の執行機関」とは、地方自治法に規定する執行機関を指しています。個人情報取扱事業者の場合には、主務大臣の監督権限に関する事務を行うこととされる執行機関が行うこととなるため、「実施機関」と区別する意味でこのような表現を用いています。

（その他の意見）

・ 苦情対応については、個人情報保護法の義務が課されていない事業者に対しても苦情処理のあっせんや必要な措置を講ずるのが適当であり、（義務が課されていた場合に）主務大臣の権限に属する事務を行うこととされる課、消費生活センターなどの相談窓口、個人情報の保護を主管する課、広聴や市民相談を主管する課などが互いに連携を図ることが重要です。

なお、当該苦情の対象となった事業者に問い合わせする場合に、悪質業者にさらなる個人情報を提供することとなる場合は、慎重に対応することが望まれます。

## 第6節 罰則

### 1 罰則規定について（現行条例に規定はない）

行政機関法と同様、新たに罰則規定を設けることが適当と考えます。

条例が施行された平成7年以降、ITのさらなる急速な進展により、個人情報が大量に流出する危険が増大し、情報漏えいに対する市民等の危機意識が高まっていることや行政機関に対しても罰則が規定されたことを踏まえ、次の表に掲げる内容で新たに罰則規定を設けることが適当と考えます。

なお、審査会、審議会委員の守秘義務違反の罰則規定については、委員が秘密を守ることに対する市民の信頼を確保するために必要であると考えますが、識見のある者が委

員に選任されていることを斟酌して、罰金刑のみを設けることが適当と考えます。

行為主体	構成要件	量刑
実施機関の職員（職員であった者を含む。） 受託者又は指定管理者の業務に従事している者（再委託又は指定管理者から委託を受けたものを含む。従事していた者を含む。）	正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報（個人情報を含む集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき。	2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
	業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な目的を図る目的で提供し、又は盗用したとき。	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
実施機関の職員	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき。	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
平塚市個人情報保護審査会及び平塚市個人情報保護運営審議会の委員（委員であった者を含む。）	職務上知ることができた秘密を漏らしたとき。	50万円以下の罰金
開示を受けた者	偽りその他不正の手段により開示の決定に基づく開示を受けたとき。	5万円以下の過料

（その他の意見）

- ・ この条例の制定趣旨を踏まえれば、罰則の構成要件に該当する事実を市外で行った場合でも適用されると解することができるため、行政機関法のように条例上で明記する必要性はないと考えます。
- ・ 受託者や指定管理者の従業員が罰則の適用となった場合に、当該法人を罰することについては、当該事業者に対し契約の解除や損害賠償の請求といった民事上の責任を契約や協定に明記することで実効性を確保することは可能となることを踏まえると、行為者（従事者）を罰することで足りると考えられるので、規定することは適当ではないと考えます。

## 第3章 資料編

### 1 諮問書

17平情相第32号 平成17年(2005年)5月20日
平塚市個人情報保護運営審議会 会長 吉川 和宏 様
平塚市長 大藏 律子 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
個人情報保護制度の充実について(諮問)
<p>「平塚市個人情報保護条例」につきましては、平成7年7月1日に施行して以来、市民の基本的な人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的として、個人情報の適正な取扱い及び個人情報の開示、訂正請求権等の保障をするための重要な役割を果たしてまいりました。</p> <p>この間、貴審議会から個人情報の取扱いに係る答申をはじめ、制度の運用について御意見等をいただき、この条例を適正に運用できましたことを深く感謝いたします。</p> <p>このたび、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等が施行されたことに伴い、本市におきましても同法及び平塚市情報公開条例との整合など、個人情報保護条例を見直すことといたしました。</p> <p>つきましては、貴審議会に次の事項について御審議いただきたく、同条例第23条第2項の規定に基づき、諮問いたします。</p> <p>諮問事項</p> <p>個人情報保護制度の充実について</p> <p>(1) 制度を改善すべき事項</p> <p>(2) その他制度に関し必要な事項</p>

### 2 中間報告に至るまでの経過

日付	内容
平成17年5月13日	平塚市個人情報保護審査会、平塚市情報公開審査会から「平塚市個人情報保護条例の改正案の検討に当たって(依頼)」が提出される。
平成17年5月20日	諮問
平成17年7月22日	第35回平塚市個人情報保護運営審議会 ・諮問の報告      ・審議(今後の進め方について)
平成17年8月19日	第36回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(現行条例における課題)
平成17年9月27日	第37回平塚市個人情報保護運営審議会

	・審議(現行条例における課題)
平成17年11月4日	第38回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(目的・定義)
平成17年12月19日	第39回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(定義、制度全般、取扱制限)
平成18年1月23日	第40回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(個人情報取扱事務の登録、収集制限)
平成18年2月14日	第41回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(収集制限など)
平成18年3月30日	第42回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(利用提供の制限、オンライン結合、開示請求権)
平成18年4月17日	第43回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(開示請求権など)
平成18年5月15日	第44回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(訂正・利用停止請求権、開示等請求権の手続等)
平成18年6月12日	第45回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(開示等請求権の手続等、不服申立て、審査会の権限)
平成18年7月24日	第46回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(審議会の権限、適正な管理)
平成18年8月21日	第47回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(指定管理者・委託業者等への措置、罰則)
平成18年10月2日	第48回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議(中間報告書)
平成18年10月6日	第49回平塚市個人情報保護運営審議会 ・審議後、中間報告

このほか、平塚市個人情報保護審査会に進捗状況を随時報告した。

### 3 平塚市個人情報保護運営審議会委員名簿 (平成18年10月現在)

	氏名	現職等
会長	吉川 和宏	東海大学法学部教授
職務代理者	安藤 雅之	元神奈川県県政情報室長
委員	池端 忠司	神奈川大学法学部教授
委員	買原 唯光	弁護士
委員	鈴木 幸弘	市民(人権擁護委員)
委員	高橋 孝和	市民(商工会議所議員)
委員	中嶋 昇	市民(公募)

## 4 現在の平塚市個人情報保護条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)であって、実施機関において定めている決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、文書管理に関する定めに基づいて当該実施機関が管理しているものをいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
  - ア 専ら文章を作成するための処理
  - イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
  - ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
  - エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (6) 磁気テープ等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報を記録した電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに類する物であって、当該実施機関が管理しているものをいう。

### (実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力する責務を有する。

### (市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよ

うにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ平塚市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本的人権を損なうおそれのある事項

(個人情報取扱事務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書又は磁気テープ等を使用する事務に限る。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の収集の方法
- (5) 個人情報の利用等の範囲
- (6) 個人情報の記録の内容
- (7) 個人情報の記録の対象者
- (8) 電子計算機処理の有無
- (9) その他実施機関が定める事項

2 前項の公文書又は磁気テープ等には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 本市の機関又は国若しくは本市以外の地方公共団体(以下「国等」という。)の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (2) 本市の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (3) 一般に入手し得る刊行物等

3 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当

該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令の規定に基づき収集するとき。

(2) 本人の同意に基づき収集するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

(5) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより本市の機関又は国等の機関が行う当該事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

3 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に書面により通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

4 法令の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報、第2項第2号の規定による収集がされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に書面により通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認

められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。  
(適正な管理)

第11条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、取扱目的に関し保有の必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料とするために保存するものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(開示請求権)

第13条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示を請求することができる。

- 2 実施機関は、前項の開示の請求(以下「開示の請求」という。)があったときは、第19条第1項及び第2項に規定する方法により当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る個人情報について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。
  - (1) 開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき。
  - (2) 法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すことになると認められるとき。
  - (3) 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
  - (4) 国等の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得したものであって、請求者に開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれがあるとき。
  - (5) 本市の機関内部若しくは機関相互又は本市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等(以下この号において「審議等」という。)に関するものであって、請求者に開示をすることにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれがある

とき。

(6) 本市の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務事業に関するものであって、請求者に開示をすることにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。

(7) 個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持のため、請求者に開示をしないことが適当と認められるとき。

(8) 法令の定めるところにより明らかに開示をすることができないとされているとき。

4 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前項各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる個人情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該開示をしないことができる個人情報が記録されている部分を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

(訂正請求権)

第14条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実には誤りがあるときは、その訂正を請求することができる。

(削除請求権)

第15条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報が第6条に規定する制限を超えて取り扱われ、又は第8条第1項若しくは第2項に規定する制限を超えて収集されたときは、その削除を請求することができる。

(中止請求権)

第16条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報が第9条第1項に規定する制限を超えて利用され、又は提供されているときは、その中止を請求することができる。

(請求の手續)

第17条 第13条第1項の個人情報の開示、第14条の個人情報の訂正、第15条の個人情報の削除又は前条の個人情報の利用若しくは提供の中止(以下「個人情報の開示等」と総称する。)の請求をしようとする者は、当該個人情報の開示等の請求に係る個人情報を保有する実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。この場合において、実施機関が特別の理由があると認めるときは、代理人により請求することができる。

(1) 請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 請求に係る個人情報の内容

(3) 訂正、削除又は中止の請求にあっては、その内容

(4) その他実施機関が定める事項

2 個人情報の開示等の請求をしようとする者は、当該個人情報の開示等の請求をしようとする者が当該個人情報の開示等の請求に係る個人情報の本人であること又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 個人情報の訂正の請求をしようとする者は、前項に規定するもののほか、当該訂正の内容が

事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関があらかじめ定めた個人情報に係る開示の請求については、口頭により行うことができる。

(請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、個人情報の開示等の請求があったときは、当該請求があった日から起算して、個人情報の開示の請求にあつては15日以内に、個人情報の訂正、削除又は中止の請求にあつては30日以内に当該個人情報の開示等の請求について個人情報の開示等をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、その旨及び理由を個人情報の開示等の請求をした者に書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、その旨を個人情報の開示等の請求をした者に書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の開示等をしない旨の決定(開示の請求に係る個人情報の一部について開示をしないこととする場合における当該部分に係る個人情報の開示をしない旨の決定を含む。)をしたときは、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて付記しなければならない。

- 5 実施機関は、前条第4項の規定によりあらかじめ定めた個人情報について開示の請求があったときは、前各項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、次条第1項及び第2項に規定する方法により開示をするものとする。

(開示の方法等)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により開示をする旨の決定(開示の請求に係る個人情報の一部について開示をしないこととする場合における当該部分以外の部分に係る個人情報の開示をする旨の決定を含む。)をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる当該決定に係る個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。

(1) 公文書に記録されている個人情報 当該公文書の閲覧又は写しの交付

(2) 磁気テープ等に記録されている個人情報 当該磁気テープ等に記録されている個人情報を現に使用しているプログラム(電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものをいう。)を用いて印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付

(3) その他の物に記録されている個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

- 2 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をする場合であつて、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により開示をすることができる。

- 3 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人である

ことを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

- 4 実施機関は、前条第1項の規定により訂正、削除又は中止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正、削除又は中止をしなければならない。

(手数料等)

第20条 個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

- 2 請求者は、個人情報に係る公文書等の写しの交付を受けるときは、当該公文書等の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第21条 実施機関は、第18条第1項の規定による決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあった場合には、その不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、平塚市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(個人情報保護審査会)

第22条 前条に規定する不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な調査をすることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(個人情報保護運営審議会)

第23条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて審議するほか、実施機関に意見を述べるができる。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。
- 4 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、審議会について準用する。この場合において、同条第6項中「審査会」とあるのは「審議会」と読み替えるものとする。

(事業者への指導及び勧告)

第24条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

- 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して取扱いの是正を指導し、これに従わないときは、審議会の意見を聴いた上で、勧告を行うことができる。

(国等との協力)

第25条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するため必要があると認めるときは、国等の機関に対して、協力を求めるものとする。

(運用状況の公表)

第26条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(他の制度等との調整)

第27条 この条例は、次に掲げる個人情報については適用しない。

(1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報並びに神奈川県統計調査条例(昭和26年神奈川県条例第43号)第2条第1項及び平塚市住民の実態調査に関する条例(昭和42年条例第28号)第2条に規定する実態調査によって集められた個人情報

(2) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集、整理し、及び保存している個人情報

2 第13条から第22条までの規定は、他の法令の規定により、個人情報の開示等の手続が定められているときにおける当該個人情報の開示等については、適用しない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務に係る第7条第3項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく、」とする。

附 則(平成12年12月19日条例第28号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。